

貝塚市建設コンサルタント業務等委託に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務（建築工事に関する工事の設計若しくは監理又は建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言をする業務をいう。）、土木関係の建設コンサルタント業務（土木工事に関する工事の設計若しくは監理又は土木工事に関する調査、企画、立案若しくは助言をする業務をいう。）、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする業務)

第2条 この要領の対象となる競争入札による委託業務は、設計価格が50万円を超える業務とする。

2 この要領により算定する基礎となる設計価格（前項の設計価格を除く。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税の額を含まない価格とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 委託業務に係る最低制限価格の割合の算定は、次の表の業務区分の欄に掲げる業務ごとに、設計価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額を設計価格で除して得た割合（その割合に小数点以下第3位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた割合）とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない割合にあっては10分の6とし、地質調査業務に係る委託業務については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては、10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては、3分の2とする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な委託業務に係るものについては、10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適当であると認める割合とする。

3 最低制限価格の額の算定は、設計価格に第1項又は前項の規定により算定した割合を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告に設計価格及び最低制限価格を、入札要項に最低制限価格を設定した旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（事務取扱要領の廃止）

2 下水道推進課が実施する競争入札に係る最低制限価格に関する事務取り扱い要領（平成26年4月10日制定）は、この要領の施行の日から廃止する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、施行日以後に公表する競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、施行日以後に公表する競争入札から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、施行日以後に公表する競争入札から適用する。